

皆様に知ってもらいたい寄附金の使い道

子どもや保護者などが相談しやすい環境の充実を図ります

いじめ相談窓口では、相談フリーダイヤルや返信はがき付き相談チラシ、チャット相談アプリ、相談 Web フォームなどの様々なツールを活用し相談を受け付け、専門資格を持ついじめ対策支援員やいじめ対策心理士が相談者に寄り添い継続的な支援を行っています。

これらの取組により、令和 5 年度のいじめ相談件数は、前年度と比べ約 50 倍の 101 人と大幅に増加しています。

いじめ防止の普及啓発を図ります

「生活・学習 Act サミット」の開催や「児童生徒会チャンネル」の開設など、児童生徒が主体的に行ういじめ防止の取組や、「いじめ防止市民フォーラム」などのいじめ防止強化月間における普及啓発など、いじめの防止に対する市民意識の醸成を図るための取組を推進します。

いじめなどの要因により不登校となっている児童生徒の支援の充実を図ります

いじめや集団生活になじめないなどの様々な要因により、登校や教育支援センターゆっくらすへの通所が難しい児童生徒が支援受けられるようにするため、いじめ防止・青少年育成サポーターの認定を受けた民間のフリースクールや、市内の大学生、地域の学習支援ボランティアの皆さんなどの御協力をいただきながら、市有施設や家庭などでの学習支援や体験活動を行うなど、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援の取組を推進します。

自治体同士の連携強化を図りながら、いじめ防止対策の取組の好事例を全国に広げていきます

いじめ防止対策の推進に取り組む全国の自治体が、我が国における重要な社会課題であるいじめ問題の解決に向けて、それぞれの取組の成果を共有し、広く発信するとともに、地域の実情を踏まえ、広域的な連携を図りながら取組の更なる推進を図ることで、いじめから子どもたちの生命と尊厳を守るとともに、全ての子どもたちが安心して生活し学ぶことができる社会の実現を目指します。

寄附金の使い道

皆様からいただいた寄附金は、相談環境の整備などのいじめ防止対策や、いじめを受けて不安や悩みを抱えている子どもたちへの支援、地域ぐるみの取組を進めるための啓発やイベントなどの経費に充てさせていただきます。

お問合せ先

いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課 0166-76-5523